

## 令和6年度安曇野市立小学校オンライン国際交流事業業務委託 仕様書

### 1 目的

外国語の授業を初めて行う小学校5年生のクラスで、児童が海外に在住し英語を母国語とする者とインターネットを通してオンラインで国際交流を行い、異なる言語や文化を持っていても英語を使用してコミュニケーションがとれることを体験する。併せて、全ての児童が会話する楽しさや好奇心を掻き立てる体験を通じ、その後の英語学習への意欲を高め、異なる文化への理解を深める機会を提供することを目的とする。

### 2 委託業務の内容

#### (1) オンライン交流プログラムの企画及び実施

対象学年	市内小学校5年生
実施場所	市内小学校 教室
実施期間	2～3学期中（おおよそ11月～3月上旬）
実施時間	45分間（授業時間）
使用教科書	Here We Go! ⑤
単元	Review 世界の友達2
<p>クラス毎に、単元の授業時数の中で実施する。交流する英語を母国語とする者については、日本の小学生のレベルに合わせて会話、コミュニケーションができる者とする。</p> <p>児童は少人数グループに分かれ、動画や画像等を活用しながら自己紹介や日本のおすすめの場所について英語で紹介し、それに対する質問に答える。</p> <p>また、相手の国の紹介を聞いたり、質問をしたりするなどの双方向コミュニケーションをする。事前の準備なども含めて、子どもたちが外国の文化に触れ、楽しさとともに外国の生活や文化に興味を持てるようなプログラムを企画・運営する。</p>	

- (2) オンライン交流実施中のトラブルへの対応・処理、相談
- (3) オンライン国際交流における必要な交流相手の手配・確保
- (4) オンライン国際交流における交流相手の日程等調整・連絡
- (5) オンライン交流におけるプログラムについての打合せ
- (6) 事業実施に係る諸手続等
- (7) オンライン交流で使用する教材や事前学習用の教材の作成・参加者への配付

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

#### 4 事業対象校の学級数及び児童数（令和6年5月1日現在）

対象学校名	学級数	児童数
豊科南小学校	4	124
豊科北小学校	3	91
豊科東小学校	1	34
穂高南小学校	3	103
穂高北小学校	4	118
穂高西小学校	2	65
三郷小学校	4	140
堀金小学校	2	69
明南小学校	1	28
明北小学校	1	14

#### 5 実施対象学校の使用機材、通信環境

各学校が保有するパソコン・Chromebook を利用し通信する。各パソコンは、学校のネットワークに接続する。

円滑な授業実施のため、現地の通信環境については、インターネット回線等の各種インフラの安定性を確保すること。また、交流において使用するオンライン会議システム等については協議の上決定するものとし、アカウントの準備・管理は受託者が行うこと。

#### 6 契約上限額

金 1,947,000 円
---------------

（消費税及び地方消費税を含む。これを超える提案及び契約はできない。）

#### 7 事業実施における留意事項

- (1) 受託者は、小中学生対象のオンライン国際交流の実績があること。
- (2) インターネットを介した事業となるため、各学校のネットワーク環境に対応したものであること。また、通信ソフト等のアカウントやライセンス取得等の管理をはじめとする授業を実施するための環境準備については、受託者の責任において行うこと。（通信ソフト等のアカウントやライセンス取得等の管理に係る費用は受託者の負担とする。）
- (3) 交流相手とのテスト通信を、交流前までに複数回実施し、安定した音声・画像で通信できることを確認すること。
- (4) 実施日に、通信機器等の操作補助及び通信障害等の対応ができる従事者を各会場に派遣すること。
- (5) 当日のプログラムについてあらかじめ学校及び安曇野市教育委員会と打合せ

を行うこと。

- (6) プログラムについて、各学校において適切な時期、内容を学校及び安曇野市教育委員会と打合せの上実施すること。また、その打合せ内容について交流先に正確に伝え、柔軟な対応・調整をすること。
- (7) オンライン国際交流の相手講師について、1クラスにおける必要な人数は、学校によって異なるため、複数人の準備と対応ができること。
- (8) オンライン国際交流での相手講師について、実施当日に海外に在住し、英語を母国語とする講師とオンラインで結ぶこと。
- (9) 参加者が国際的な視点を身に付け、異文化理解を深められるような交流先及び内容とすること。
- (10) 安曇野市教育委員会の求めに応じ、本事業に関連する説明会への同席・説明等の対応を行うこと。
- (11) 事業実施に当たり、個人情報等の保護すべき情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、その取扱いに万全の対策を講じ、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、また同様とする。
- (12) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (13) 不明な点については、安曇野市教育委員会と相談して、事業を実施すること。
- (14) 本事業により作成する一切の成果物の権利は全て安曇野市教育委員会に帰属するものとする。なお、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等は開発者が著作権を保有するものとし、これらを使用する場合は、その取扱いについては受託者により適切な処理を行うものとする。
- (15) 本事業を履行するに当たり、第三者へ業務を委任、又は請け負わせてはならないが、日程調整などで現地の業者と連携を必要とする場合についてはこの限りでない。
- (16) 受託者の負担する経費は、原則、全て当該委託料に含まれるものとする。
- (17) 地震等の天変地異、伝染病の流行、その他やむを得ない事由により委託事業の遂行が困難となったときは、協議の上、委託事業を延期又は中止することがある。その場合のキャンセル料等の条件を契約書に明記すること。
- (18) この仕様書に定めのない事項については、受託者は安曇野市教育委員会と協議の上、決定するものとする。

## 8 問い合わせ先

安曇野市教育委員会事務局 教育部 学校教育課  
学校教育担当係長：山浦 功和  
住所：安曇野市豊科 6000 番地  
TEL：0263-71-2460 FAX：0263-71-2338